## 後期高齢者医療のお知らせ ~保険証(被保険者証)の一斉更新について~

## ◆保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成27年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証(有効期限:平成28年7月31日)を交付しますので、お手元に届きましたら、オレンジ色の保険証をご使用ください。

◆減額認定証(限度額適用・標準負担減額認定証)も新しくなります 現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成27年7月31日をもって 満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に新しい減額認定証(有効期限:平成28年7月31日)を交付しますので、8月1日からはピンク色の減額認定証をご使用ください。

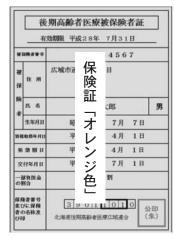
新たに必要となる方は次の交付要件に該当することをご確認の上、 申請してください。

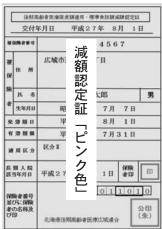
■減額認定証の交付対象・・・次の区分 または区分 に該当する方

区分 II 世帯全員が住民税非課税である方

区分 I 世帯全員が住民税非課税である方のうち、
次のいずれかに該当する方
世帯全員の所得が 0 円の方
(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
老齢福祉年金を受給されている方

予お問い合わせ 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601 福祉課国保医療年金係 ☎ 68-7004 (課直通)





## 平成27年8月から 乳幼児等医療費の助成方法が変わります

現在、未就学児・小学生に受給者証を交付し、北は初山別村から南は留萌市の医療機関で使用でき、その他の医療機関では使用できず助成も後日申請により行っています。

変更後は助成対象者全員(中学3年生まで)に受給者証を交付し、北海道内の医療機関で**医療費自己負担分(窓口負担)が無料(不要)**になります。

|            |          | 未就学児・小学生                  | 中学生      |
|------------|----------|---------------------------|----------|
|            | 助成内容     | 入院・外来とも保険適用となる医療費自己負担分の全額 |          |
| 変更前        | 窓口負担     | 有                         |          |
| 前          | 受給者証の有・無 | 有                         | 無        |
| 平成27年8月からは |          |                           |          |
|            |          | <b>1</b>                  |          |
| 変更後        | 窓口負担     | 無                         |          |
| 後          | 受給者証の有・無 | 4                         | <b>=</b> |

医療機関にかかる際は必ず受給者証を提示してください。 受給者証を忘れて医療機関窓口で医療費を支払った場合や、 道外の医療機関にかかった場合は、医療費の領収証をご持参 のうえ、後日役場での払い戻し 手続きをお願いします。また、 重度・ひとり親の受給者証をお持ちの方は従来どおりの手続きをお願いします。

予お問い合わせ 福祉課国保医療年金係 ☎ 68-7004 (課直通)